

経過措置品目

のお知らせ

沢井製薬株式会社

大阪市淀川区宮原 5-2-30

謹啓 時下益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記品目が経過措置品目となりましたので、お知らせ申し上げます。

謹白

記

1. 経過措置に移行する品目(令和5年12月19日官報告示・12月20日適用)

⑧塩酸プロピペリン錠 10mg「SW」
塩酸プロピペリン錠 20mg「SW」

⑧(統一名で収載されている品目)のため、官報に告示されておりましたが、下記の経過措置期限が目安となります。

※なお、代替品が令和5年12月8日に薬価基準に収載されました。裏面に対応表を記載しておりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2. 経過措置期限(銘柄別収載品目の保険薬価適用期限)

令和6年3月31日限り

*令和6年3月の官報告示にて延長される見込み

【問い合わせ窓口】

沢井製薬株式会社 医薬品情報センター

フリーダイヤル 0120-381-999

経過措置期限：令和6年3月31日

*令和6年3月の官報告示にて延長される見込み

代替品対応表

経過措置品目		代替品(令和5年12月8日薬価基準収載)
⑧塩酸プロピペリン錠10mg「SW」	➡	⑧プロピペリン塩酸塩錠10mg「サワイ」
塩酸プロピペリン錠20mg「SW」	➡	プロピペリン塩酸塩錠20mg「サワイ」

⑧(統一名で収載されている品目)は、官報には告示されておりません。